

## 畜産経営体質強化支援資金融通事業に係る取扱要領

平成28年10月11日付け経営第1039号  
北海道農政部長通知  
〔最終改正〕 令和6年4月12日付け経営第85号  
北海道農政部長通知

本道における畜産経営体質強化支援資金融通事業に係る取扱は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱」（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。）及び「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領」（平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号。以下「実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。

### 第1 畜産経営体質強化計画の作成及び提出

- 借入希望者は、実施要領別添1の3の(1)に基づき、実施要領別紙様式第1号に準じて畜産経営体質強化計画（以下「体質強化計画」という。）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、借入れを希望する融資機関に提出するものとする。
  - 畜産経営体質強化計画承認申請書（別記第1号様式）
  - 要綱第2の2に定める畜産クラスター計画及び認定書等の写し（実施要領別添1の2の(1)のイに該当する場合。）
  - 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定による農業経営改善計画又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の規定による経営改善計画及び認定書等の写し（実施要領別添1の2の(1)のイに該当しない場合。）
  - 直近3カ年の収支決算書類
  - その他総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が指定する書類
- 融資機関は、体質強化計画が提出されたときは、次の手順を踏んで所轄の総合振興局長等に提出するものとする。
  - 借入希望者が実施要領別添1の2の要件（実施要領別添1の2の(3)のうち「3に定める畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること」を除く。）に該当する者であることを確認し、当該体質強化計画の内容を検討した上で、別記第2号様式により、計画の妥当性及び償還確実性に関する意見書を作成する。
  - 1の体質強化計画等の内容を別記第3号様式（別表を含む）にとりまとめる。
  - 市町村農業金融制度総合推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1の規定に基づき設置された組織。（以下「市町村推進会議」という。））と事前に協議を行う。
- 2の本文の規定にかかわらず、融資機関は、体質強化計画の総合振興局長等への提出をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法によることができる。
- 2の(3)における「協議」とは、市町村推進会議が融資機関から関係書類の提出を受け、別表1に定める審査基準を踏まえ、事前チェックを行うこと等を意味するものとする。

### 第2 体質強化計画の審査及び承認

- 総合振興局長等は、融資機関から体質強化計画が提出されたときは、北海道畜産特別資金融通事業等審査委員会設置運営要領（平成27年5月19日付け経営第327号農政部長通知。（以下「審査委員会設置運営要領」という。））第1の1で定める総合振興局又は振興局審査委員会（以下「総合振興局等審査委員会」という。）を開催し、別表第1の基準に基づき審査を行い、承認の可否について判断するものとする。

- 2 総合振興局長等は、審査委員会での審査に当たり、必要に応じ実施要領別添 1 の第 1 の 3 の(2)のウに基づき、借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、体質強化計画の内容の確認に係る照会を行うことができるものとする。
- 3 総合振興局長等は、借入希望者が養豚経営である場合の体質強化計画に係る 1 の承認の可否の判断は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で行うものとする。
- 4 総合振興局長等は、あらかじめ農政部長と協議を行い、承認の可否を別記第 4 号様式により融資機関に通知するものとする。
- 5 農政部長は、4 により総合振興局長等から協議を受けたときは、本庁審査委員会（委員会設置運営要領第 1 に基づき設置された組織）を開催し、別表 1 の基準に基づき審査を行い、承認の適否について判断し、あらかじめ農林水産省北海道農政事務所と協議の上、総合振興局長等に対して承認の適否等を回答するものとする。

### 第 3 体質強化計画の変更に係る手続き

体質強化計画を変更する必要がある場合には、第 1 及び第 2 の規定（養豚経営者以外の者については第 2 の 3 を除く。）に準ずるものとする。

### 第 4 体質強化計画の承認の取消し

- 1 実施要領別添 1 の 3 の(2)のクに基づき、体質強化計画の承認を取り消す場合は、総合振興局長等は、あらかじめ農政部長と協議の上、別記第 5 号様式により融資機関に通知するものとする。この際、総合振興局長等は、総合振興局等審査委員会の意見を聴くこととする。
- 2 農政部長は、1 により総合振興局長等から協議を受けたときは、承認取り消しの適否を判断し、あらかじめ農林水産省北海道農政事務所と協議の上、総合振興局長等へ回答するものとする。この際、農政部長は、本庁審査委員会の意見を聴くこととする。

### 第 5 事業評価の報告

- 1 借入者は、体質強化支援資金を借り入れた年度から 5 年間、毎年度、体質強化計画に定めた定量的な成果目標の達成状況及び財務状況について、実施要領別紙様式第 29 号に準じた畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書及び実施要領別紙様式第 29 号の 2 に準じた財務状況報告書（財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）など直近の財務状況が把握できる書類の添付を含む。以下同じ。）を作成の上、翌年度の 4 月 10 日までに体質強化支援資金を借り入れた融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関は、1 により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書等を取りまとめ、別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式の畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書等により、提出のあった年度の 4 月末日までに所轄の総合振興局長等に提出するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2 により提出された畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書等を提出のあった年度の 5 月末日までに農政部長に提出するものとする。
- 4 融資機関は 1 により提出された実施要領別紙様式第 29 号の 2 に準じた財務状況報告書について、別記第 8 号様式の意見書により現状での畜産経営体質強化計画の妥当性、次年度以降の償還確実性等に関する意見を付して、畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書等と併せて所轄の総合振興局長等に提出するものとする。
- 5 借入者は、借入者の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、体質強化計画に定めた定量的な成果目標の達成状況について、5 年以内での達成状況が不十分と判断された場合又は財務状況の悪化等により経営に支障が生じる懸念があると判断された場合には、成果目標については成果目標が達成されるまでの間、実施要領別紙様式第 29 号に準じた畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書又は別紙様式第 29 号

の2に準じた財務状況報告書を提出するものとする。

この場合の同報告書等の提出先及び提出を受けた者の同報告書の取扱いは1～4のとおりとする。

- 6 2及び4の規定にかかわらず、融資機関は、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式の総合振興局長等への提出を、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法によることができる。

## 第6 その他

### 1 個人情報の取扱い

- (1) 融資機関等の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る体質強化計画等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- (2) 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、体質強化計画の審査等のため関係書類を関係機関に送付することについての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第1号様式の2）の確認欄に署名を求めることとする。

附則（令和3年3月26日付け経営第1859号）

- 1 この要領の改正は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 改正前の旧要領の規定によりした手続その他の行為は、改正後の取扱要領の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。
- 3 改正前の旧要領の規定により体質強化計画の承認を受けた借入者については、借入者の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、当該体質強化計画に定めた定量的な成果目標を達成するまでの間、実施要領別紙様式第29号に準じた畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書を提出するものとする。この場合の同報告書の提出先及び提出を受けた者の同報告書の取扱いは、第5の1～3のとおりとする。

附則（令和4年4月8日付け経営第23号）

- 1 この要領の改正は、令和4年4月8日から施行する。
- 2 改正前の旧要領の規定によりした手続その他の行為は、改正後の本要領の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。
- 3 改正前の旧要領の規定により体質強化計画の承認を受けた借入者については、借入者の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、当該体質強化計画に定めた定量的な成果目標を達成するまでの間、実施要領別紙様式第29号に準じた畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書及び実施要領別紙様式第29号の2に準じた財務状況報告書を提出するものとする。この場合の同報告書等の提出先及び提出を受けた者の同報告書等の取扱いは、第5の1～4のとおりとする。

附 則（令和6年4月12日付け経営第85号）

この要領の改正は、令和6年4月12日から施行する。

(別表1)

## 北海道畜産経営体質強化支援資金融通事業審査基準

以下に掲げる全ての要件を満たす場合、「承認」と判断するものとする。

### 【実施要領別添1の2の(1)のイに該当する場合】

区 分	基 準
○経営状況	<p>① 「前年実績」又は「前々年実績」及び「前々々年実績」において、全ての債務の約定償還金の返済が行われていること。(※)</p> <p>〔※個人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「⑳差引」がプラスであること。 ※法人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「㉑差引」がプラスであること。〕</p> <p>② 体質強化支援資金の借入年度以降において、借換前の全ての債務の約定償還金の返済が行われる計画となっていること。(※)</p> <p>〔※個人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「⑳修正償還財源」－「㉒約定償還金(元利金計)」がプラスであること。 ※法人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「㉓修正償還財源」－「㉔約定償還金(元利金計)」がプラスであること。〕</p> <p>③ 前年及び借入年度以降において、負債整理資金(クミカン整理資金(償還期間が2年以上のものに限る。))を含む。)の借入(又は借入予定)が無いこと(災害等の借入希望者の責めに帰すことができない事由による場合を除く。)</p>
○畜産クラスター計画との整合性 ○収益性の向上	<p>④ 畜産クラスター計画の実現に資する計画となっていること。</p> <p>⑤ 新しい経営展開を図ることにより、畜産経営の収益性向上が図られる計画となっていること。</p> <p>⑥ 事業計画が具体的で、実現可能性が高いものとなっていること。</p> <p>⑦ 地域の関係者、関係機関等との連携が図られ、具体的な支援が得られる計画となっていること。</p> <p>⑧ 成果目標の達成が確実と見込まれる計画となっていること。</p>
○資金計画の妥当性	<p>⑨ 借換えの必要性が十分に認められる計画となっていること(借換えにより生じる手元資金を規模拡大等の新しい経営展開を図るための投資に充てるものとなっていること)。</p> <p>⑩ 新しい経営展開に伴い必要となる支出に対して、借換額が必要かつ十分であるととも、過大なものとなっていないこと。</p> <p>⑪ 借換え後の償還計画(追加投資分を含む)により、体質強化支援資金の借入年度以降において、畜産経営体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能な計画となっていること。</p>

【実施要領別添1の2の(1)のイに該当しない場合】

区 分	基 準
○経営状況	<p>① 「前年実績」又は「前々年実績」及び「前々々年実績」において、全ての債務の約定償還金の返済が行われていること。(※)</p> <p>〔※個人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「⑳差引」がプラスであること。 ※法人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「⑳差引」がプラスであること。〕</p> <p>② 体質強化支援資金の借入年度以降において、借換前の全ての債務の約定償還金の返済が行われる計画となっていること。(※)</p> <p>〔※個人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「㉑修正償還財源」－「㉒約定償還金(元利金計)」がプラスであること。 ※法人の場合～畜産経営体質強化計画(実施要領別紙様式第1号)の「2 経営の概況」における「㉑修正償還財源」－「㉒約定償還金(元利金計)」がプラスであること。〕</p> <p>③ 前年及び借入年度以降において、負債整理資金(クミカン整理資金(償還期間が2年以上のものに限る。))を含む。)の借入(又は借入予定)が無いこと(災害等の借入希望者の責めに帰すことができない事由による場合を除く。)</p>
○借入者の要件	<p>④ 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体となることができない合理的な理由があること。</p>
○地域の畜産における位置づけと役割 ○収益性の向上	<p>⑤ 借入希望者の営農類型の地域における振興方針の実現に資する計画となっていること。</p> <p>⑥ 新しい経営展開を図ることにより、畜産経営の収益性向上が図られる計画となっていること。</p> <p>⑦ 事業計画が具体的で、実現可能性が高いものとなっていること。</p> <p>⑧ 地域の関係者、関係機関等との連携が図られ、具体的な支援が得られる計画となっていること。</p> <p>⑨ 成果目標の達成が確実と見込まれる計画となっていること。</p>
○資金計画の妥当性	<p>⑩ 借換えの必要性が十分に認められるものとなっていること(借換えにより生じる手元資金を規模拡大等の新しい経営展開を図るための投資に充てるものとなっていること)。</p> <p>⑪ 新しい経営展開に伴い必要となる支出に対して、借換額が必要かつ十分であるととともに、過大なものとなっていないこと。</p> <p>⑫ 借換え後の償還計画(追加投資分を含む)により、体質強化支援資金の借入年度以降において、畜産経営体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能な計画となっていること。</p>